

## 【参考3】区のおしらせ

(表)

令和5年4月9日号



SETAGAYA 区のおしらせ

# せたがや

世田谷区議会議員・区長選挙特集号  
発行／世田谷区 編集／広報広聴課 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)  
区のホームページ https://www.city.setagaya.lg.jp/



選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ☎5432-3045 へお願いします。

## 世田谷区議会議員選挙 世田谷区長選挙

世田谷区議会議員選挙（定数50人）・世田谷区長選挙は、私たちの暮らしにいちばん身近な区政を託す人を選ぶ大切な選挙です。明るい未来に向けて、棄権することなく、貴重な一票を投じましょう。

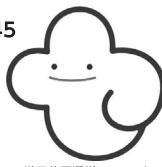
選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ☎5432-3045

投票日

4月23日(日)

投票時間

午前7時～午後8時



世田谷区選挙マスコット  
セーボー

### 親子で 投票に行こう キャンペーン

親子（家族）で投票所に来られた  
小学生以下の子さんへ  
オリジナルシールをプレゼントします  
(各投票所先着300人)。  
ぜひ、お子さんとご一緒に投票所に  
お越しください。

#### 投票できる方

原則、次の全てを満たす方が  
投票できます。

①

平成17年  
4月24日までに  
生まれていること

②

世田谷区の  
選挙人名簿に  
登録されていること

③

※日本国民で、世田谷区にお  
いて住民票を作成した日  
(転入の届出をした日)から  
令和5年4月15日現在まで  
に引き続き3か月以上住民  
登録があることが必要です。

投票する日まで

世田谷区に  
居住していること

※区外へ転出す  
ると、選挙権  
がなくなりま  
すので、投票  
できません。

#### 投票方法

「世田谷区議会議員選挙」「世田谷区長選挙」  
とともに、投票用紙には、候補者1人の氏名を  
記入します。

投票所における投票方法を  
区公式YouTubeチャンネルで  
案内しています



#### 最近区内で住所を変えた方、変える予定の方は…

※世田谷区の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

4月1日㈯までに区内転居の届出をした方

▶ 区内新住所地の投票所で投票

4月2日㈰以降に区内転居の届出をした方

▶ 区内前住所地の投票所で投票

#### 投票所入場整理券(封書)を4月14日(金)までに配達します

1枚の投票所入場整理券(以下「入場整理券」)を世帯ごとに全員分同封して配達します。ご  
自分のものを確認して、投票所へお持ちください。

◆紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認ができる場合は投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出ください。なお、4月23日㈯は決済された投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。

◆投票所では、受付の際、ご本人であるか、また、入場整理券がご本人のもので間違いないか確認するため、お名前をお呼びしています。お名前を呼ばれたくない方は、入場整理券表面右下の□にチェックmarkをしていただければ、お名前を読み上げずにご本人確認を行います。

◆封筒には、活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより情報を聞くことができる音声コードを印刷してあります。

#### 選挙公報を4月18日(火)～20日(木)に順次お届けします

各世帯の郵便受け等に直接お届けします。4月21日㈮になっても届いていない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

なお、天候等の影響により、配布期間に変更が生じる場合があります。最新の配布期間については [区HPQ\[201811\]](#) をご覧ください。

※4月18日㈬以降、区役所、総合支所・みみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民センター、図書館等にも備え置きます。

※4月17日㈫以降、[区HPQ\[201811\]](#) からもご覧になれます。

※音声版(選挙のお知らせ)(選挙公報の掲載文を音声化したもの)を、区内在住での不自由な方へ送付します。希望される方は、選挙管理委員会へお早めにお申込みください。過去の選挙において既に申込済みの方は申込不要です。

選挙の詳しい情報は、区のホームページ [世田谷区議会議員・区長選挙特集ページ](#) ([区HPQ\[201811\]・右記二次元コード](#)) からもご覧になれます。

※前回選挙における投票日当日の時間別投票者数や期日前投票所別の投票者数を掲載しています。混雑緩和にご協力をお願いします。



[区HPQ\[201811\]](#) 区のホームページの検索バーに区HP番号(201811)を入力して検索すると、[世田谷区議会議員・区長選挙特集ページ](#)をご覧になれます。

世田谷区からのお知らせです

世田谷区議会議員・区長選挙特集号

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ☎5432-3045 へお願いします。

## 4月23日(日)に投票所へ行けない方は、 期日前(不在者)投票をご利用ください

4月17日(月)～4月22日(土)

仕事、用事、旅行、入院、出産等の理由で、4月23日(日)に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。  
※前回選挙の期日前投票所別投票者数を【HPQ 201811】に掲載しています。比較的空いている期日前投票所にお越しいただき、混雑緩和にご協力をお願いします。

### 区内で期日前投票をする場合

ご自分の入場整理券(届いている場合)をお持ちください。

#### 〈手続き〉

入場整理券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめご本人が必要事項を記入のうえ、お近くの期日前投票所へお持ちください(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。

#### 〈期日前投票受付場所・受付期間〉

受付場所	受付期間	受付時間
世田谷区役所 (第3庁舎3階)	4月17日(月)～ 4月22日(土)	午前8時30分～ 午後8時 (土曜も同じ)
まちづくりセンター (28か所)		

### 指定された病院等で不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するか等詳しくは、施設にお問い合わせください。

#### 新型コロナウイルス感染症により 療養されている方へ

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請等を受け、自宅や宿泊施設等で療養している方は、郵便等により自宅等で投票用紙に記入し投票する「特例郵便等投票」が利用できます。

制度について詳しくは、【HPQ 201811】をご覧ください。

### 滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

この方法は郵便によるため、手続きに日数がかかります。配達日数等も考慮し、お早めにご請求ください。

※4月23日(日)までに世田谷区外に転出される方は、投票できません。

#### 〈手続き〉

- 不在者投票宣誓書兼請求書(下記様式または入場整理券裏面)をご本人が記入のうえ世田谷区選挙管理委員会に至急郵送(★)または持参

- 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送

- 投票用紙等が届いたら、滞在先の区市町村の不在者投票所で不在者投票

★〒154-8788 [選挙期間専用]  
世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区選挙管理委員会 行

#### 不在者投票宣誓書兼請求書の様式

様式は【HPQ 201811】からダウンロードできます。また、総合支所・みん窓口・出張所・まちづくりセンターに所定の用紙が置いてありますのでご利用ください。なお、便せん等を使用することも可能です。その場合は右記のように作成してください。

#### 不在者投票宣誓書兼請求書

4月○日

私は、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員・区長選挙の当日、公職選挙法の不在者投票の事由に該当する見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③世田谷区内の住所
- ④投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(方書きやアパート名・部屋番号等も正確に)
- ⑤電話番号(自宅と携帯)

### かわら版 お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、虫ぬがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※)を用意しています。必要な方は投票所係員にお申し出ください。また、いざれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

※イラストを指し示することで自分の意思を伝えることができるボード

### 代理投票

疾病等により自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

### 投票・開票速報

投票・開票の状況及び開票結果は、【HPQ 201811】で随時お知らせします。開票は4月23日(日)午後9時から、総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参照できます。

### 区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できなくなります。ご協力をお願いします。

- 総合運動場の一部施設の利用制限
- 開票事務のため、右表のとおり利用できなくなります。
- また、右表以外の施設にも利用制限があります。詳しくは、総合運動場管理事務所(☎3417-4276 ☎3417-1734)へお問い合わせください。

### 選挙運動に関する注意事項

選挙運動は、18歳以上の方が告示日から投票日の前日まで行なうことができますが、いくつかの禁止事項があります。主な例は下表をご覧ください。

例	18歳以上	18歳未満
候補者の選挙運動員になること	○	
ホームページ、ブログ、Twitter、LINE等のインターネットを使用して選挙運動をすること		×
電子メールを使用して選挙運動をすること		×
選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して配ること	×	

### お願い

投票所へのお車での来場、ペットを連れての来場はご遠慮ください。  
※補助犬は入場することができます。

### 新型コロナウイルス 感染症対策

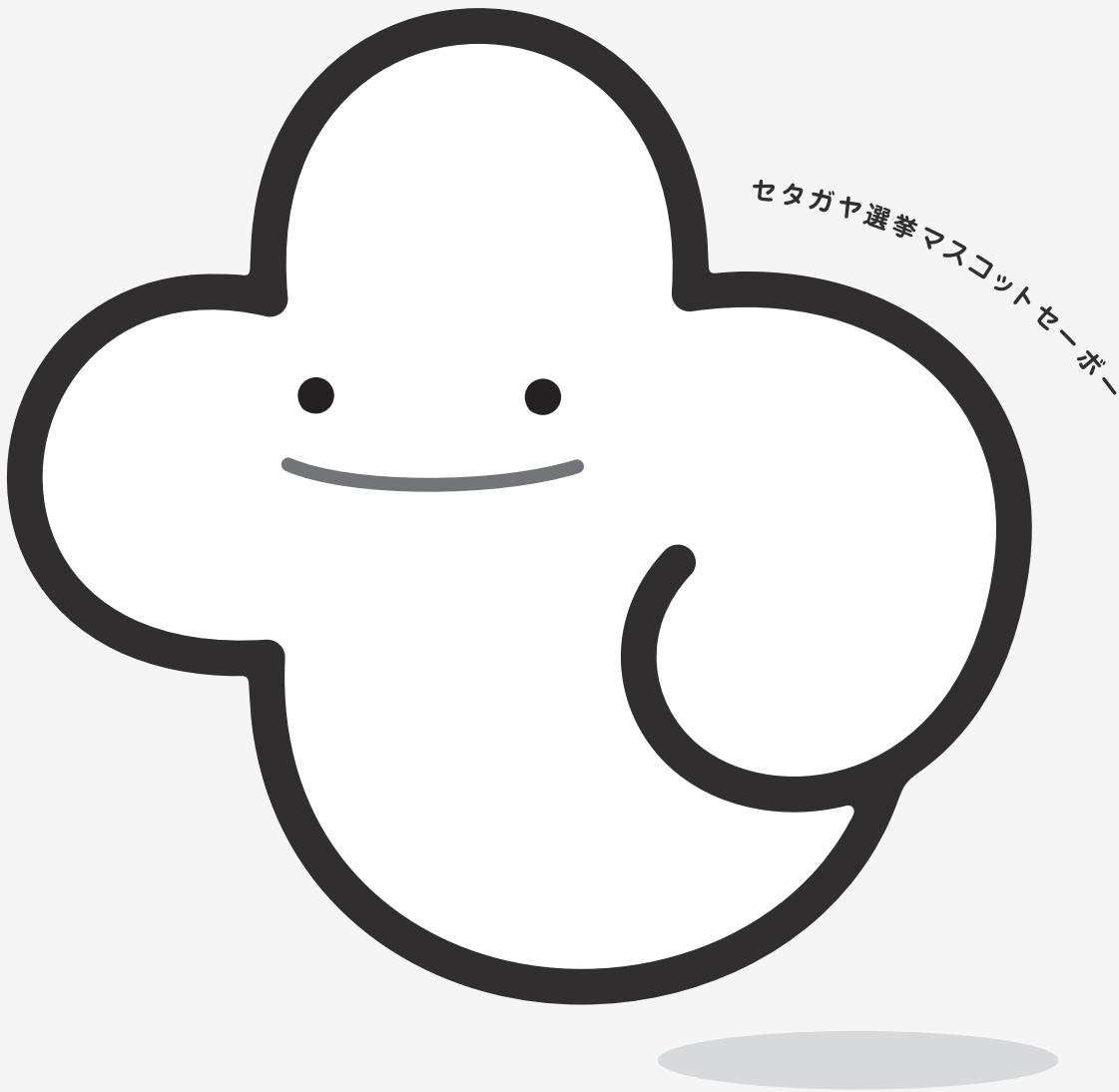
新型コロナウイルス感染症への対応として、各投票所及び期日前投票所において消毒液の設置、飛沫防止シートの設置等の対策を講じます。ご来場の際は咳エチケットにご協力ください。また、持参した鉛筆で投票用紙に記入することができます(ボールペン(特に水性)は、インクがにじむため推奨しませんが、ご使用いただいても構いません)。

政治家の寄附は禁止されています ~有権者のこころがけ~

受け取らない

求めない

再生紙を使用しています



セタガヤ選挙マスコットセーボー

みんなでつくる

# 未来のセタガヤ

**4.23**  
SUN

期日前投票  
4.17mon  
→22sat

## 世田谷区議会議員・区長選挙

発行元：世田谷区選挙管理委員会・世田谷区明るい選挙推進協議会 [www.city.setagaya.lg.jp/](http://www.city.setagaya.lg.jp/)  
世田谷区選挙管理委員会 × 多摩美術大学美術学部統合デザイン学科 永井・岡室プロジェクト 3年

※A4判4色刷り



※B3判4色刷り



## 【参考5】親子で投票に行こうキャンペーン周知用ちらし

(表)



(裏)

**未来のセタガヤ  
親子で投票に行こう**

子どもの頃に親（家族）と一緒に投票所へ行ったことがある人は、そうではない人に比べて投票に行く割合が高いことがあります。親（家族）が当たり前に投票に行っている姿を見ていることで、選挙を身近なものと感じているからでしょう。もちろん、子どもにはまだ選挙権はありません。しかし、18歳になつたら、選舉に参加してほしい！そんな想いから始まつたのが、今回の「親子で投票に行こう」キャンペーンです。ぜひ、小学生の頃から、おうちの人と一緒に選舉に行く機会をつくって、おうちでも選挙や、街や暮らしづくり良くしていくことについて話し合つてみてください。

世田谷区議会議員・区長選挙に  
おうちの人と投票所へ行って、オリジナルシールをゲットしよう！

## 【参考 6】啓発物品



ポケットティッシュ（都選管作成）、ウェットティッシュ、オリジナルシール

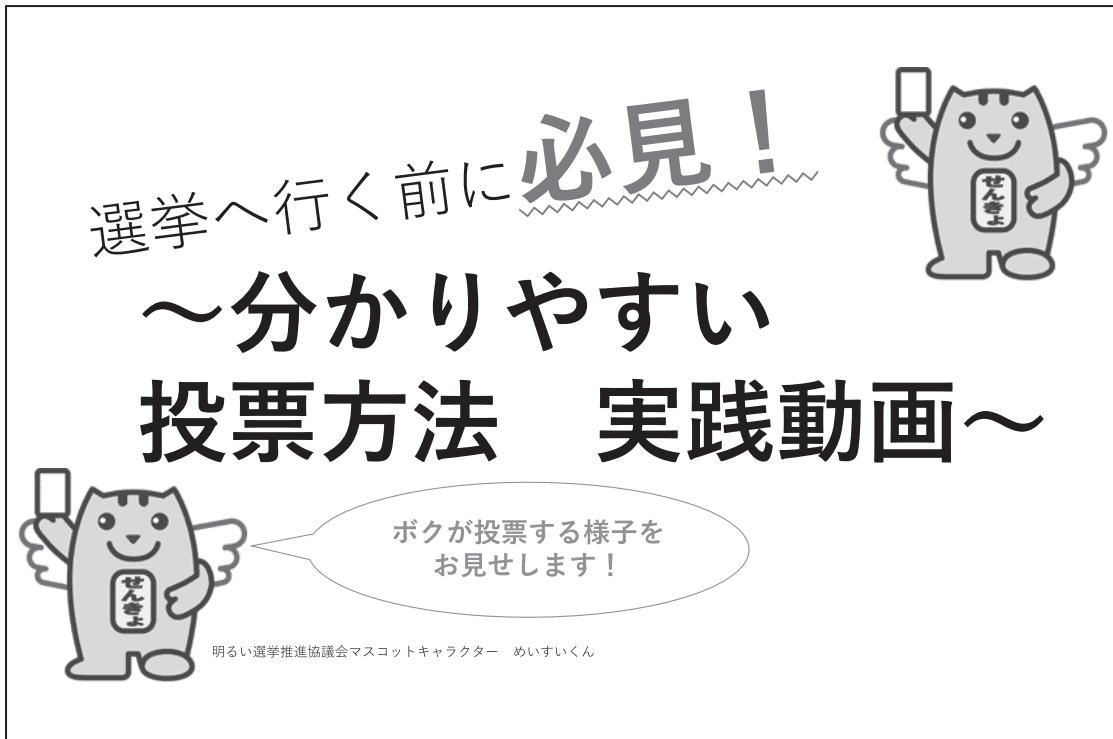


横断幕



大型サイン

【参考 7】投票案内動画



サムネイル（区選管作成）



動画一部抜粋（区選管作成）

